

林道事業補助金交付要綱

(令和 7 年 3 月 31 日 6 信木第 635 号 林務部長通知)

(趣旨)

第 1 この要綱は、森林環境の保全、森林資源の循環利用及び山村地域の生活環境に資する基盤の整備を図るため、市町村又は森林法施行令（昭和 26 年政令第 276 号）第 11 条第 2 号から 4 号までに掲げる者（以下「森林組合等」という。）が行う林道事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、補助金等交付規則（昭和 34 年長野県規則第 9 号。以下「規則」という。）に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(種類、経費及び補助率)

第 2 第 1 に規定する補助金の種類、経費及び補助率は次表のとおりとする。

事業の種類		経 費	補助率
森林環境保全整備事業	林道整備事業	1 林業生産基盤整備道（森林整備に直結する林内路網を形成する上で、恒久的施設として整備すべき林道）及び山村強靱化林道（林道規程第 3 条(4)に規定する幹線であって、着手時から供用開始までの間に地域防災計画等の警戒避難体制の整備に関する計画において代替路として位置付けられる林道）の開設に要する経費 (1) 森林造成林道（間伐を行うために開設する林道、水源山地において複層林施業を行うための保安施設事業と林道の開設とを一体とした事業に係る林道、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 39 条第 3 項の規定に基づき指定された特定保安林の整備を行うために開設する林道をいう。以下この項において同じ。）に係るもの (2) 峰越連絡林道（林業生産基盤の整備を図り、農山村地域の振興に資するため、林道規程（昭和 48 年 4 月 1 日付け 48 林野道	事業費（事務雑費、工事雑費及び県が当該事業を指導監督するのに要する経費を除いたものをいう。以下同じ。）の 100 分の 51 以内。ただし、森林組合等が行う過疎地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第 19 号）第 2 条第 1 項に規定する過疎地域（同法第 3 条第 1 項若しくは第 2 項、第 41 条第 1 項若しくは第 2 項、第 42 条又は第 44 条第 4 項の規定により過疎地域とみなされる区域を含む。）をいう。以下同じ。）の市町村及び振興山村（山村振興法（昭和 40 年法律第 64 号）第 7 条第 1 項の規定により指定された振興山村をいう。以下同じ。）の地域における事業については事業費の 100 分の 56 以内

		第 107 号林野庁長官通知。以下同じ。)に規定する自動車道に該当する既設の林道(以下「既設林道」という。)と他の既設林道又はこれと同程度の構造を有する道路施設との相互間を峰越し等により連絡する林道をいう。以下同じ。)に係るもの ア 幹線林道 (ア) 市町村が行うもの (イ) (ア)以外の者が行うもの イ その他の林道 (3) (1)及び(2)以外の林道に係るもの	事業費の 100 分の 51 以内 事業費の 300 分の 203 以内 事業費の 100 分の 51 以内 事業費の 100 分の 46 以内。ただし、過疎地域の市町村及び振興山村の地域における事業については事業費の 100 分の 51 以内
		2 林業生産基盤整備道及び山村強化林道の改良・舗装に要する経費 (1) 幹線林道に係るもの (2) その他の林道に係るもの	事業費の 100 分の 51 以内 事業費の 100 分の 31 以内。ただし、舗装を実施する場合は事業費の 300 分の 103 以内
		3 林業専用道(間伐作業をはじめとする森林施業の用に供し、専ら木材輸送用車両の通行等に供する恒久的施設として整備すべき林道)開設に要する経費	事業費の 100 分の 46 以内。ただし、過疎地域の市町村及び振興山村の地域における事業については事業費の 100 分の 51 以内
		4 林業専用道等(改良後に林業専用道として管理するものを含む)の改良・舗装事業に要する経費 (1) 幹線林道に係るもの (2) その他の林道に係るもの	事業費の 100 分の 51 以内 事業費の 100 分の 31 以内。ただし、舗装を実施する場合は事業費の 300 分の 103 以内
		5 森林災害等復旧林道の開設に要する経費	事業費の 100 分の 51 以内。ただし、森林組合等が行う過疎地域及び振興山村地域における事業については 100 分の 56 以内

		6 路網計画策定に要する経費 7 機能回復について (1) 林業生産基盤整備道又は林業専用道 (2) 山村強靱化林道 8 老朽化対策に要する経費 (1) 個別施設計画における健全度Ⅲ又はⅣの施設 (2) その他の施設 9 施設集約化（撤去）に要する経費 10 農道等改良に要する経費 11 林道施設老朽化緊急対策に要する経費 (1) 林道施設老朽化対策 (2) 林道改良対策 (3) 林道施設PCB廃棄物処理促進対策 12 1～11 以外の林道整備に要する経費	事業費の 100 分の 51 以内 事業費の 100 分の 51 以内 事業費の 100 分の 31 以内 事業費の 100 分の 51 以内 事業費の 100 分の 31 以内 事業費の 100 分の 31 以内 一体的に実施する 1～4 のいずれかの補助率に準じる。 8 の補助率に準じる。 2 又は 4 の補助率に準じる。 林道施設 P C B 廃棄物処理促進対策事業の補助率に準じる。 事業費の 100 分の 46 以内
	林道施設 P C B 廃棄物処理促進対策事業	林道施設の塗膜に含まれるポリ塩化ビフェニルの調査、処理等に要する経費	事業費の 100 分の 51 以内
	農山漁村地域整備交付金事業	1 林道整備（森林管理道、林業専用道及び森林施業道の開設）に要する経費 (1) 森林造成林道（間伐を行うために開設する開設する林道、水源山地において複層林施業を行うための保安施設事業と林道の開設とを一体とした事業に係る林道及び保安林整備臨時措置法（昭和 29 年法律第 84 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき指定された特定保安林の整備を行うために開設する林道を	事業費の 100 分の 51 以内。ただし、森林組合等が行う過疎地域の市町村及び振興山村の地域における事業については事業費の 100 分の 56 以内

		いう。)に係るもの (2) 峰越連絡林道に係るもの ア 幹線林道 (ア) 市町村が行うもの (イ) (ア)以外の者が行うもの イ その他の林道 (3) (1)及び(2)以外の林道に係るもの 2 作業ポイント及び作業路等との接続路の整備に要する経費	事業費の 100 分の 51 以内 事業費の 300 分の 203 以内 事業費の 100 分の 51 以内 事業費の 100 分の 46 以内。ただし、過疎地域の市町村及び振興山村の地域における事業については事業費の 100 分の 51 以内 事業費の 100 分の 46 以内
	共生環境整備事業	1 林道整備（森林管理道開設）に要する経費 (1) 森林造成林道に係るもの (2) 峰越連絡林道に係るもの ア 幹線林道 (ア) 市町村が行うもの (イ) (ア)以外の者が行うもの イ その他の林道 (3) (1)及び(2)以外の林道に係るもの 2 森林空間総合整備事業における林道整備（林道改良・舗装）に要する経費 (1) 幹線林道に係るもの (2) その他の林道に係るもの	事業費の 100 分の 51 以内。ただし、森林組合等が行う過疎地域の市町村及び振興山村の地域における事業については事業費の 100 分の 56 以内 事業費の 100 分の 51 以内 事業費の 300 分の 203 以内 事業費の 100 分の 51 以内 事業費の 100 分の 46 以内。ただし、過疎地域の市町村及び振興山村の地域における事業については事業費の 100 分の 51 以内 事業費の 100 分の 51 以内 事業費の 100 分の 31 以内。ただし、舗装を実施する場合は事業費の 300 分の 103 以内
	林道改良事業	1 林道改良事業に要する経費 (1) 幹線林道に係るもの (2) その他の林道に係るもの	事業費の 100 分の 51 以内 事業費の 100 分の 31 以内。ただし、舗装を実施する場合は事業費の 300 分の 103 以内
	林道点検・診断、保全整備事業	林道点検・診断、保全整備事業に要する経費	事業費の 100 分の 51 以内

	フ オ レ ス ト・コミュ ニティ総合 整備事業	1 フォレスト・コミュニティ総合 整備事業に要する経費 (1) 森林基幹道の開設に係るもの (2) 森林基幹道の改良・舗装に係る もの ア 幹線林道に係るもの イ その他林道に係るもの (3) 林業施設用地整備及び作業ポ イントの整備に係るもの	事業費の 100 分の 51 以内。ただし、森林 組合等が行う場合については事業費の 100 分の 66 以内 事業費の 100 分の 51 以内 事業費の 100 分の 31 以内。ただし、舗装 を実施する場合は事業費の 300 分の 103 以内 事業費の 100 分の 51 以内
	効果促進事 業	農山漁村地域整備計画の目標するた めの必要な経費	事業費の 100 分の 51 以内
地方創生道整備推進交付 金事業		農山漁村地域整備交付金事業の項の 経費の欄に準ずる	農山漁村地域整備交付金事業の項の補助 率の欄に準ずる
林道施設災害復旧事業		林道施設災害復旧事業に要する経費 (1) 奥地幹線林道 (2) その他林道	事業費の 100 分の 65 以内 事業費の 100 分の 50 以内
林道施設災害関連事業		林道施設災害関連事業に要する経費 (1) 奥地幹線林道 (2) その他林道	事業費の 100 分の 55 以内。ただし、森林 組合等が行うものについては事業費の 100 分の 60 以内 事業費の 100 分の 50 以内
災害関連山村環境施設復 旧事業		山村環境施設の復旧に要する経費	事業費の 100 分の 50 以内
県単林道事 業	県単林道開 設事業	林道の開設に要する経費	事業費の 100 分の 40 以内
	県単林道改 良事業	林道の改良に要する経費	
	県単林道舗 装事業	林道の舗装に要する経費	
	県単林道施 設災害復旧 事業	林道施設の災害復旧に要する経費	
	県単林道施 設災害関連 事業	林道施設災害関連事業に要する経費	

2 前項の場合において、事業の種類が林道施設災害復旧事業で、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和 25 年法律第 169 号）第 3 条第 4 項の規定に基づき農林大臣の指定する地域に係るものであるときは、その部分に係る災害復旧事業の経費のうち別表 2 の左欄に掲げる部分の経費に対する補助率は、前項の規定にかかわらず同表の右欄のとおりとする。

左 欄	右 欄
市町村の区域ごとにその区域内にある林道について、その年に発生した災害に係る災害復旧事業に要する事業費の総額が、当該事業に係る林道の総延長のメートル数を 1,000 円及び 1,200 円に乗じて得た額を超える場合において、その越えることとなる部分の経費 1 1,000 円を乗じた場合 その越えることとなる経費（2 に該当することとなる部分の経費を除く）を 奥地幹線林道の事業費とその他の林道の事業費との額に応じてあん分した場合において ア 奥地幹線林道事業費に係る部分 イ その他の林道事業費に係る部分	10 分の 9 10 分の 7.5
2 1,200 円を乗じた場合 その越えることとなる経費を奥地幹線林道の事業費とその他の林道の事業費との額に応じてあん分した場合において ア 奥地幹線林道事業費に係る部分 イ その他の林道事業費に係る部分	10 分の 10 10 分の 8.5

3 前 2 項の場合において、事業の種類が林道施設災害復旧事業で、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行令（昭和 25 年政令第 152 号）第 5 条の 3 第 2 項の規定に基づき農林大臣の告示する連年災害補助率の適用地域に係るものであるときは、その年に発生した災害により被害を受けた林道施設災害復旧事業の経費に対する補助率は、前 2 項の規定にかかわらず、奥地幹線林道及びその他林道ごとに、その年の 12 月 31 日までの 3 年間に発生した災害に係る林道施設災害復旧事業費の総額につき、当該 3 年間の災害がその年に発生したものとみなして前 2 項の規定により算定した補助金の額に相当する額を当該事業費の総額で除した商（小数点以下 3 位まで算出し、4 位以下は、四捨五入するものとする。）に相当する率とする。ただし、この項の規定を適用して算定した補助金の額の総額が、前 2 項の規定を適用して得た補助金の額の総額に満たないときは、この限りでない。

4 事業の種類が林道施設災害復旧事業及び林道施設災害関連事業で、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和 37 年政令第 403 号。以下「政令」という。）第 14 条第 2 項の規定に基づき農林大臣の告示する区域に係るものであるときは、その部分に係る災害復旧事業及び災害関連事業の経費のうち、別表 3 の左欄に掲げる部分の経費に対する補助率は、同表右欄のとおりとする。

左 欄	右 欄
市町村の区域ごとにその区域内にある林道について、その年に発生した激甚災害に係る災害復旧事業及び災害関連事業の通常補助控除額の総額が当該災害復旧事業及び災害関連事業に係る林道のその市町村の区域内における総延長のメートル数を 180 円に乗じて得た額を超える市町村の区域で、当該災害復旧事業及び災害関連事業に係る林道のその市町村の区域内における総延長のメートル数を 110 円に乗じて得た額を越える場合において ア その林道の総延長のメートル数を 110 円に乗じて得た額を超え 200 円に乗じて得た額までの部分の額を、当該奥地幹線林道とその他の林道の災害復旧事業及び災害関連事業に係るそれぞれの通常補助控除額にあん分した額 イ その林道の総延長のメートル数を 200 円に乗じて得た額を超え 500 円に乗	10 分の 7 10 分の 8

じて得た額までの部分の額を、当該奥地幹線林道とその他の林道の災害復旧事業及び災害関連事業に係るそれぞれの通常補助控除額にあん分した額 ウ その林道の総延長のメートル数を 500 円に乗じて得た額を超える部分の額を、当該奥地幹線林道とその他の林道の災害復旧事業及び災害関連事業に係るそれぞれの通常補助控除額にあん分した額	10 分の 9
--	---------

5 第 1 項に規定する補助金交付の対象となる林道施設災害復旧事業、林道施設災害関連事業及び災害関連山村環境施設復旧事業は、原則として災害発生後 50 日以内に、林道施設災害復旧事業計画概要承認申請書（様式第 1 号）又は災害関連山村環境施設復旧事業計画概要承認申請書（様式第 1 号の 2）に次の各号に掲げる書類を知事に提出して、当該災害復旧事業計画又は災害関連事業計画につき、その承認を受けたものでなければならない。

- (1) 設計書及び被害位置図
- (2) 被害状況平面見取図（被害状況写真を添付する。）
- (3) 災害原因調査表

6 第 2 項から第 4 項までの規定の適用は、市町村又は森林組合等の申請により行うものとする。この場合において、当該申請は、災害発生年の翌年 1 月 10 日までに林道施設災害復旧事業補助率増高申請書（様式第 2 号）を知事に提出して行うものとする。

（交付の条件）

第 3 次に掲げる事項は、補助金の交付の条件とする。

- (1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更をしようとするときは、速やかに知事に報告し、その承認を受けること。ただし、別に規定する軽微な変更については報告だけとする。
- (2) 補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするとき、又は補助事業が予定の期間内に完了しないとき（遂行が困難となったときも含む。）は、速やかに知事に報告し、その承認を受けること。
- (3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、善良な管理者の注意をもって管理すること。
- (4) 林道の利用区域内の林地の転用が別に定める面積以上にわたって行われるときは、あらかじめ知事に届け出ること。この場合において、知事が当該転用により補助金交付の目的を達成することが困難であると認めたときは、補助金の全部又は一部の返還を求めることがあること。

2 前項各号の規定による報告、承認又は届出は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を提出して行うものとする。

- (1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更 林道補助事業計画（経費配分又は内容）変更承認申請書（様式第 3 号）。ただし、第 2 第 5 項に規定する林道施設災害復旧事業計画概要の変更の場合にあつては、別に定める変更承認申請書。
- (2) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の軽微な変更 林道補助事業計画変更報告書（様式第 4 号）及び林道補助事業変更調書（様式第 5 号）
- (3) 補助事業の中止 林道補助事業中止承認申請書（様式第 6 号）
- (4) 補助事業の廃止 林道補助事業廃止承認申請書（様式第 7 号）
- (5) 補助事業が予定の期間内に完了しないとき 林道補助事業完了期限延長承認申請書（様式第 8 号）
- (6) 林道の利用区域内の林地の転用 林道利用区域内林地転用届（様式第 8 号の 2）

3 当該事業の施行に関する書類を整理し、かつ、これを知事が定める期間保存しておくこと。

(申請書の様式、関係書類及び提出期限)

第4 規則第3条に規定する申請書は、林道事業補助金交付申請書(様式第9号)及び林道補助金交付変更申請書(様式第9号の2)によるものとする。

2 規則第3条に規定する関係書類は、次のとおりとする。

(1) 事業計画書(様式第10号)

(2) 収支予算書(様式第11号)

3 前2項の書類の提出期限は知事が別に定める。

(申請書の取下書の様式及び提出期限等)

第5 規則第7条第1項の規定による申請の取下げは、林道補助金交付申請取下書(様式第12号)を、当該補助金の交付決定の通知を受けた日から15日以内に知事に提出して行うものとする。

(着手届及び様式等)

第6 補助金の交付の決定を受けた市町村又は森林組合等(以下「補助事業者」という。)は、当該補助事業に着手したときは、直ちに林道補助事業着手届(様式第13号)を知事に提出するものとする。

(進捗報告及び様式等)

第7 補助事業者は、知事が別に定める様式により、進捗状況を知事に提出するものとする。

(実績報告書の様式等)

第8 規則第12条第1項に規定する実績報告書は、林道補助事業実績報告書(様式第14号)によるものとする。

2 規則第12条第1項に規定する実績報告書に添付する関係書類は、次のとおりとする。

(1) 事業実績書(様式第10号)

(2) 収支精算書(様式第11号)

3 前2項の報告書類の提出期限は、規則第12条第1項前段の補助事業の完了の場合にあっては、完了の日から起算して30日を経過した日又は交付決定のあつた年度の3月31日のいずれか早い日、同条同項後段の県の会計年度が終了した場合にあっては4月30日とする。

4 前3項の規定は、規則第14条第2項の規定による是正措置がなされて報告する場合に準用する。

(補助金交付請求)

第9 補助事業者が補助事業の完了後補助金の交付を請求しようとするときは、補助金交付請求書(様式第16号)を知事に提出するものとする。

(補助金の概算払)

第10 補助事業者が補助金の概算払を受けようとするときは、補助金概算払請求書(様式第17号)を知事に提出するものとする。

(返還期限延長等の申請)

第11 規則第16条第3項の規定による返還期限延長の申請は、林道事業補助金返還期限延長申請書(様式第17号の2)を、同項の規定による返還請求取消しの申請は、林道事業補助金返還請求取消申請書(様式第17号の3)を知事に提出して行うものとする。

(加算金及び延滞金の免除申請)

第 12 規則第 17 条第 7 項の規定による加算金及び延滞金の免除申請は、林道事業補助金返還請求に係る加算金（延滞金）免除申請書（様式第 17 の 4）を知事に提出して行うものとする。

(財産処分承認申請書の様式等)

第 13 規則第 19 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に規定する財産は、別表処分制限財産一覧表に掲げるものとする。

2 規則第 19 条第 1 項に規定する承認申請書は、林道補助事業による財産処分承認申請書（様式第 18 号）によるものとする。

(施越工事の手續及び取扱)

第 14 第 2 第 5 項の規定により林道施設災害復旧事業計画、林道施設災害関連事業計画又は災害関連山村環境施設復旧事業計画につき、知事の承認を受けた市町村又は森林組合等は、規則第 4 条に規定する補助金交付の決定前に補助金交付の対象となるべき林道工事（以下「施越工事」という。）を実施しようとするときは、施越工事实施承認申請書（様式第 15 号）に第 4 第 2 項に規定する書類を添えて知事に提出し、施越工事实施の承認を受けるものとする。

2 第 3 及び第 5 から第 8 の規定は、施越工事を行う市町村又は森林組合等の場合に準用する。

(補則)

第 15 規則及びこの要綱により知事に提出する書類は、所轄地域振興局長を経由するものとする。

(経過処置)

第 16 第 2 第 1 項の規定にかかわらず、平成 14 年度以前から継続して実施する林道開設事業のうち国庫補助事業として採択された路線の補助率は、第 2 第 1 項の表の補助率の欄に掲げる率に 100 分の 4.0 を加算した率とする。

(別表) (第 13 関係)

処分制限財産一覧表

(1) 掘さく機械

パワーショベル、ドラグライン、クラムシエルタワーエキスカベーター、ラダーエキスカベーター、ドラグスクレーパー、デイツチャ、サスペン、シヨンドレツシヤ、溝掘機

(2) 運搬機械

トラック、ブルドーザー、スクレーパー、ダンプトラック、トラクトトレーラー、特殊トラック、トラクター、モビローダー、軽便機関車、コンベヤー

(3) 基礎工事用機械

抗打機、抗拔機、グラウト機械

(4) 起重機械

デリッククレーン、ジブクレーン、ケーブルクレーン、ゴライヤスクレーン、タイタンクレーン

(5) ボーリング機械

ボーリングマシン、さく岩機、さく井機

(6) 整地機械

モーターグレーダー、ロードローラー、シープスフートローラー、ダンピングローラー

(7) 碎石機械、選別機械

クラツシヤー、各種ミル、洗淨機、クラツシングプラント

(8) コンクリート機械

セメント輸送機、バツチャプラント、ミキサーコンクリート運搬機、パイプレーダー、セメントガン

(9) 空気圧縮機及びポンプ並に原動機

(10) 電気器具

送電用架線、変圧器、絶縁盤

(11) その他

プラウ、ハロー、自動車、自動三輪車、自動二輪車

(12) (1)から(11)までに掲げるもののほか、購入価格 10 万円を超える機械及び器具

(13) 補助事業が完了した場合又は当該事業が中止若しくは廃止された場合において、当該事業により取得した工事用材料その他の物件が残存するとき。

(様式第1号) (第2関係)

林道施設災害復旧計画概要承認申請書

番 号
年 月 日

長野県知事 殿

申請者名

代表者 氏 名

年 月発生した災害により被害を受けた(何)年災林道施設災害復旧(関連)事業の計画概要は下記のとおりですから、承認してください。

記

災害発生年月日 年 月 日発生

種 別	区分 路線名	災 害						利 用 区 域		復 旧 計 画			当該利用区域 内の利用伐期 齢以上の蓄積	備考
		位 置	路線の 種類	幅 員	既 設 延 長	被 害		面 積	蓄 積	箇 所 番 号	延 長	事 業 費		
		郡、市、町、 村、大字、 字				延長	事業費							
				m	m	m	千円	ha	m ³		m	円	m ³	

- (注) 1 「種別」欄には、奥地幹線林道、その他の林道、県単林道の別を記載すること。
2 「復旧計画」欄以外の欄は、路線単位に記載すること。

(様式第 1 号の 2) (第 2 関係)

災害関連山村環境施設復旧事業計画概要承認申請書

年 月 日

長野県知事 殿

申請者名

代表者 氏 名

年 月発生した災害により被害を受けた(何)年災災害関連山村環境施設復旧事業
の計画概要は下記のとおりですから、承認してください。

記

災害発生年月日 年 月 日発生

区分	地区名 (路線名)	箇所 番号	位置 (市町村名)	地区概要		復旧計画				林道施設災害 復旧事業の復 旧申請額	備 考
						施設名	数量	事業費	事業主体名		
林業 集落 排水 施設				受益戸数	(戸)						実施事業名 採択年度 整備年度 等を記入
				計画排水量							
				排水方式							
				主要施設の諸元							
計											
用水 施設				受益戸数	(戸)						
				水源の種類							
				水源の可能取水量							
				計画用水量							
				主要施設の諸元							
計											
緑地・ 広場 施設				全体面積	(㎡)						
				利用者数	(人)						
計											
集落 防災 安全 施設				受益戸数	(戸)						
計											
合計											

(注) 「備考」欄には、実施事業名、採択年度、整備年度等を記入すること。

(様式第 2 号) (第 2 関係)

(林道事業補助金交付要綱第 2 第 2 項又は第 3 項の規定により申請する場合)

林道施設災害復旧事業費補助率増高申請書

番 号

年 月 日

長野県知事 殿

申請者名

代表者 氏 名

年 月 日から 年 月 日までに発生した災害により被害を受けた下記の林道災害復

旧事業について林道事業補助金交付要綱第 2 第 $\frac{2}{3}$ 項の規定による高率補助をしてください。

記

(1) 林道災害復旧事業補助率増高(連年災)調書

市町村名	区 分	当該市町村の総事業費			既 設 延 長 (D)	1 メートル 当たり 事業費 (C/D) (E)	補助率		当年災害の補助 金の額		
		奥地 (A)	そ 他 (B)	計 ((A)+(B)) (C)			奥地	そ 他	奥地	その他	計
	単年災害	円	円	円	m	円			円	円	円
	連年災害										
	単年災害										
	連年災害										

(注) 1 旧市町村の区域に関し補助率増高(連年災害補助率適用)の申請をする市町村については、市町村名の下に旧市町村及びその旧市町村が当該市町村に合併した年月日を括弧書で併記すること。

2 「当該市町村の総事業費」欄の「単年災害」には、その年の 1 月 1 日から 12 月 31 日までに発生した災害に係る災害復旧事業費の額を、「連年災害」には、その年の 12 月 31 日までの 3 年間に発生した災害に係る災害復旧事業費の額を記入すること。

3 「D」欄の「単年災害」には(2)の表の「既設延長」欄の「当年災」の計のメートル数を「連年災害」には同欄の合計のメートル数を記入すること。

4 「補助率」欄は、E 欄の単年災害の額と連年災害の額とを比較し、その額が少額の方は記入を要しない。

5 「補助率」は「E」欄の額が 1,000 円を超え 1,200 円以下のときは奥地にあつては

$$\frac{1,000 \times 0.65 + (E - 1,000) \times 0.9}{E} \quad \text{その他にあつては、}$$

$$\frac{1,000 \times 0.5 + (E - 1,000) \times 0.75}{E}$$

とし、「E」欄の額が 1,200 円を超えるときは

$$\text{奥地にあつては} \quad \frac{1,000 \times 0.65 + (1,200 - 1,000) \times 0.9 + (E - 1,200) \times 1.0}{E}$$

$$\text{その他にあつては} \quad \frac{1,000 \times 0.5 + (1,200 - 1,000) \times 0.75 + (E - 1,200) \times 0.85}{E}$$

として算出し、小数点 4 位以下は 4 捨 5 入すること。

6 金額の単位は円とし、円未満は 4 捨 5 入すること。

7 連年災害の補助率が適用されない市町村（単年災害の「E」欄の額が 500 円以下又は連年災害の「E」欄の額が 1,100 円以下の市町村）については、連年災害の方は記入を要しない。

(2) 年災別箇所別災害復旧事業費等内訳

市町村名

年 災 別	路線 名	既設延長	箇所 番号	事 業 費			摘 要
				奥 地	そ の 他	計	
前々年度 計		m		円	円	円	
前年災 計							
当年災 計							
合 計							

(注) 1 連年災害の補助率の適用されない市町村については、当年災のみを記入すること。

2 「摘要」欄には、災害名を記入すること。

3 「既設延長」欄には、同一路線が 2 以上の災害により被災しているときは最も新しい災害に係る災害復旧事業計画概要書（災害復旧事業補助計画概要書）に記載した路線の延長のメートル数のみを記入して合計において重複することを避けること。

(林道事業補助金交付要綱第2第4項の規定により申請する場合)

林道施設災害復旧事業補助率増高申請書

番 号
年 月 日

長野県知事 殿

申請者名
代表者 氏 名

年に発生した激甚災害により被害を受けた下記の林道災害復旧事業について、林道事業補助金交付要綱第2第4項の規定による高率補助をしてください。

記

1 激甚災害に係る林道災害復旧事業補助率増高調書

災害別	事業別	奥地 その他別	当該 市町村の 総事業費 A	既設 延長 率 B	要綱第2第 ² / ₃ による補助額			要綱第2第4項による補助額								補助 額 計 (D + M) N	補 助 率 ($\frac{N}{A}$) O	
					補助 率 C	補 助 額 (A × C) D	通常補助控除額 総 額 (A − D) E	1メー トル当 りの額 E ÷ B	110 円 までの 負 担 額 (110 円 × B) F	110 円を超え 200 円までの 部分		200 円を超え 500 円までの 部分		500 円を超え る部分				補助額計 (H + J + L)
										負担 額 G	補助額 ($G \times \frac{7}{10}$) H	負担 額 I	補助額 ($I \times \frac{8}{10}$) J	負担 額 K	補助額 ($K \times \frac{9}{10}$) L			
激甚災害	災害復旧	奥地	円		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円			
		その他																
		小計																
	災害関連	奥地																
		その他																
		小計																
計																		
その他の災害	災害復旧	奥地																
		その他																
		小計																
	災害関連	奥地																
		その他																
		小計																
	計																	
	合 計																	

(注) 1 A欄には、災害別の区分に従いそれぞれ奥地幹線林道及びその他の林道の災害復旧事業及び災害関連事業費を記入すること。

2 B欄には、3「年災別・箇所別災害復旧事業等内訳表」中の既設延長欄の激甚災害の小計のメートル数を記入すること。

- 3 C欄には、要綱第2第2項又は第3項の規定により補助率増高又は連年災害補助率適用の申請をする市町村にあっては、2の要綱第2第 $\frac{2}{3}$ 項による「補助率算定表」によって算定した補助率を記入すること。
- 4 F欄の計は、110 円にB欄のメートル数を乗じて得た額を記入し、その額をE欄の災害復旧の小計と災害関連の小計の額の割合に応じてあん分し、さらにE欄の奥地とその他の額の割合に応じてあん分した額を、それぞれ当該欄に記入すること。
- 5 G欄の計は、90 円にB欄のメートル数を乗じて得た額を記入し、その額をF欄と同じ要領であん分した額を、それぞれ該当欄に記入すること。ただし、E欄の計の額が200 円にB欄のメートル数を乗じて得た額に満たないときは、E欄の額からF欄の額を差し引いた額をそれぞれ該当欄に記入すること。
- 6 I欄の計は、300 円にB欄のメートル数を乗じて得た額を記入し、その額をF欄と同じ要領であん分した額をそれぞれ該当欄に記入すること。ただし、E欄の計の額が500 円にB欄のメートル数を乗じて得た額に満たないときは、E欄の額からF欄の額及びG欄の額を差し引いた額を、それぞれ該当欄に記入すること。
- 7 K欄には、E欄の額からF欄の額、G欄の額及びI欄の額を差し引いた額を、それぞれ該当欄に記入すること。
- 8 O欄には、N欄の額をA欄の額で除して得た商を小数点4位以下4捨5入し、3位まで記入すること。
- 9 全額は、円未満は「1メートル当たりの額」欄については切り上げ、その他は4捨5入すること。

2 要綱第2第 $\frac{2}{3}$ 項による補助率算定表

区 分	当該市町村の総事業費			既設延長 D	1メートル 当たりの 事業費 (C/D) E	補 助 率	
	奥 地 A	その他 B	計 (A+B) C			奥 地	その他
当 年 災 害	円	円	円	m	円		
連 年 災 害							

(注) 1 「当年災害」の「当該市町村の総事業費」欄には、その年の1月1日から12月31日までに発生した災害に係る災害復旧事業費の額を「連年災害」の「当該市町村の総事業費」の欄には、その年の12月31日までの3年間に発生した災害に係る災害復旧事業費の額を記入すること。

- 2 「当年災害」及び「連年災害」のD欄には、3の「年災別箇所別災害復旧事業費等内訳表」の中の「当年度」の既設延長の欄の計及び合計のメートル数をそれぞれ該当欄に記入すること。
- 3 「補助率」欄には、E欄の額が少額の方は記入を要しない。
- 4 連年災害の補助率が適用されない市町村（当年災害のE欄の額が500 円以下又は連年災害のE欄の額が1,100 円以下の市町村）については、連年災害の方は記入を要しない。

3 年災別・箇所別災害復旧事業費等内訳表

年災別		路線名	既設延長	箇所番号	事業費						摘要
					災害復旧			災害関連			
					奥地	その他	計	奥地	その他	計	
前々年災			m		円	円		円円円			
計											
前年災											
計											
当年度	激甚災害										
	その他の災害										
	計										
合計											

(注) 1 連年災害の補助率の適用されない市町村については、当年災だけを記入のこと。

2 激甚災害については、摘要欄に災害名及び被災月日を記入のこと。

3 「既設延長」欄には、同一路線が2以上の災害に被災しているときは、最も新しい災害に係る災害復旧事業計画概要書（又は災害復旧事業補助計画概要書）に記載した路線の延長のメートル数だけを記入して合計において重複することを避けること。

なお、激甚災害を受けた路線に最も新しい災害とその他の災害があるときは、「激甚災害」の方にも括弧書きで当該激甚災害を受けたときの既設延長のメートル数を記入すること。

(様式第3号) (第3関係)

林道補助事業計画変更承認申請書

番 号
年 月 日

長野県知事 殿

補助事業者名

代表者 氏 名

年度(何) 事業の事業計画を下記のとおり変更したいので、承認してください。

記

1 計画変更の理由

2 変更事業計画

路線名	種別	箇所 番号	当 初 計 画				変 更 計 画				備 考
			延 長	幅 員	事業費	補助額	延 長	幅 員	事業費	補助額	
			m	m	円	円	m	m	円	円	

3 変更実施設計図書(当初設計図書と比較対照できるもの。)

4 変更状況平面見取図(必要に応じ写真添付のこと。)

5 その他計画変更の説明に必要な書類

(備考)

1 本文中の事業名は、要綱第2の表の「事業の種類」を記載すること。ただし、林道施設災害復旧事業及び林道施設災害関連事業にあつては、災害発生年を「33 災」、「34 災」のごとく、その事業名の前に記載すること。

2 2の「種別」欄には、林道の開設にあつては森林基幹道、森林管理道、林業専用地、森林施業道及び県単林道の別を、林道改良事業にあつては幹線林道、その他の林道及び県単林道の別を、林道施設災害復旧事業及び林道施設災害関連事業にあつては奥地幹線林道、その他の林道の別を、その他の事業にあつては、別に定める方法により記入すること。

(様式第4号) (第3関係)

林道補助事業計画変更報告書

番 号
年 月 日

長野県知事 殿

補助事業者名

代表者 氏 名

年度（何） 事業の事業計画を下記のとおり変更しました。

記

- ## 1 計画変更の理由

- ## 2 変更の部分

[illegible]

(備考) 本文の「事業名」及び2の「種別」欄の記入方法は、様式第3号と同じ。

(様式第5号) (第3関係)

林道補助事業変更（出来形）調書

[illegible]

(様式第 6 号) (第 3 関係)

林道補助事業中止承認申請書

番 号
年 月 日

長野県知事 殿

補助事業者名

代表者 氏 名

年度において実施中の (何) 事業を下記の理由により中止したいので、承認してください。

記

1 事業中止の理由

2 事業の遂行状況

路線名	種別	箇所 番号	当 初 計 画				事業中止時の状況				備 考
			延 長	幅 員	事業費	補助額	延 長	幅 員	事業費	補助額	
			m	m	円	円	m	m	円	円	

3 補助金返還金額 円

4 精算設計図書 (事業中止時の設計図書で、当初設計図書と比較対照できるもの。)

5 その他事業中止の説明に必要な書類

(備考) 本文の「事業名」及び 2 の「種別」欄の記入方法は、様式第 3 号に同じ。

(様式第 7 号) (第 3 関係)

林道補助事業廃止承認申請書

番 号
年 月 日

長野県知事 殿

補助事業者名

代表者 氏 名

年度において実施中の (何) 事業を下記の理由により廃止したいので、承認してください。

記

1 事業廃止の理由

2 事業廃止に伴う補助金返還額 円

(様式第8号) (第3関係)

林道補助事業完了期限延長承認申請書

番 号
年 月 日

長野県知事 殿

補助事業者名

代表者 氏 名

年 月 日付長野県指令 第 号による(何)事業は、下記の理由により予定期間内に完了しないので、完了期限の延長を承認してください。

記

1 事業が予定期間内に完了しない理由

2 事業の遂行状況

事業名	種別	路線名	箇所 番号	着 手 年月日	出来高 %	完了予定 年 月 日	事 業 の 現 況			備 考
							延 長	幅 員	事業費	
							m	m	円	

3 事業完了予定期日

4 完了期限延長申請年月日

(備考) 本文の「事業名」及び2の「種別」欄の記入方法は、様式第3号と同じ。

(様式第 8 号の 2) (第 3 関係)

林道利用区域内林地転用届

長野県知事 殿

補助事業者名

代表者 氏 名

年度において補助を受けた(何)事業により開設した林道の利用区域内林地について、下記のとおりに転用したいので届け出ます。

記

1 林地転用の目的

2 路線と林地転用の状況

実施 年度	路線名	位 置	種別	幅員	延 長	事業費	左に見合 う補助金	利用区域の状況		
								全 体 A	うち転 用 B	B/A
				m	m	円	円			

3 添付資料

(1) 林道台帳の写し

(2) 林道位置図(5万分の1)

(3) 林道利用区域図(5000分の1)

(4) 実態調査

(5) 利用区域見取図

(備考)(4)及び(5)の様式については、別に定める。

(様式第 9 号) (第 4 関係)

林道事業補助金交付申請書

番 号

年 月 日

長野県知事 殿

申請者名

代表者 氏 名

年度において、別紙のとおり(何)事業を実施したいので、補助金 円を交付してください。

(様式第9号の2) (第4関係)

林道事業補助金交付変更申請書

番 号
年 月 日

長野県知事 殿

申請者名

代表者 氏 名

年 月 日付長野県指令 第 号で補助金交付決定のあつた事業の補助金を下記のとおり増(減)額してください。

記

- 1 交付決定のあつた補助金額 金 円
- 2 今回変更補助金額 金 円
- 3 変更事業計画

路線名	種別	箇所 番号	当 初 計 画				変 更 計 画				備 考
			延 長	幅員	事業費	補助額	延 長	幅員	事業費	補助額	

(様式第10号) (第4、第8関係)

事業計画書(事業実績)

- 1 事業の目的
- 2 事業計画(又は事業実績)

事業名	種 別	路線名	工事施行箇所 (郡、市、町、 村、大字、字)	箇所 番号	補 助 率	事業実施計画（又は 事業実績）					実 施 期 間 〔着手年月日〕 〔完了年月日〕
						延長	幅員	事 業 費			
								補助 金	事業 者負担金	計	
						m	m	円	円	円	

- 3 実施設計図書(事業実績報告の場合は、精算設計図書とし、当初設計図書と比較対照できるもの。)

(様式第 11 号) (第 4、第 8 関係)

収 支 予 算 書 (収 支 精 算 書)

収入の部

収 入 区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比 較 増 減		備 考
			増	減	
	円	円	円	円	

支出の部

支 出 区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比 較 増 減		備 考
			増	減	
	円	円	円	円	

(様式第 12 号) (第 5 関係)

林道事業補助金交付申請取下書

番 号
年 月 日

長野県知事 殿

補助事業者名

代表者 氏 名

このことについて、下記の理由により、補助金交付の申請を取り下げます。

記

1 取下げの理由

2 取下げ補助事業の種類及び金額等

事 業 名	種別	路線名	箇所 番号	補助金交付 申 請 額	補助指令年月 日及び番号	補助申請年月 日及び番号	備 考
				円			

(備考) 「事業名」及び「種別」欄の記入方法は、様式第 3 号と同じ。

(様式第 13 号) (第 6 関係)

林 道 補 助 事 業 着 手 届

番 号
年 月 日

長野県知事 殿

補助事業者名
代表者 氏 名

年度において実施予定の(何)事業に着手しました。

記

事 業 名	種別	路線名	箇所 番号	着手年月日	完成予定 年 月 日	請負別 直営	契約 方法	工事施行者住 所、氏名

(様式第 14 号) (第 8 関係)

林 道 事 業 実 績 報 告 書

番 号
年 月 日

長野県知事 殿

補助事業者名
代表者 氏 名

年 月 日付長野県指令 第 号により実施した(何)事業の実績は、別紙のとおり
です。

(様式第 15 号) (第 14 関係)

林道事業施越工事実施承認申請書

番 号
年 月 日

長野県知事 殿

補助事業者名

代表者 氏 名

年発生林道施設災害復旧（関連）事業（災害関連山村環境施設復旧事業）について、下記の理由により緊急施行したいので、承認してください。

記

- 1 工事实施の理由
- 2 実施設計図書

(注) 不要な文字は抹消すること。

(様式第 16 号) (第 9 関係)

林道事業補助金交付請求書

番 号
年 月 日

長野県知事 殿

補助事業者名

代表者 氏 名

年 月 日付 達 第 号で確定された（何）事業の補助金を、下記のとおり交付してください。

記

- 1 補助金交付確定額 金 円也
- 2 請 求 額 金 円也
ただし、しゅん工皆金払
- 3 概算払受領済額 金 円（ 年 月 日受領）
- 4 振込先

(様式第 17 号) (第 10 関係)

林道事業補助金概算払請求書

番 号
年 月 日

長野県知事 殿

補助事業者名

代表者 氏 名

年度(何)事業を実施のため、補助金を下記のとおり概算払してください。

記

1 請求額金 円也

ただし、出来形工事費 円に対する補助金相当額の 10 分の 9

2 振込先

(様式第 17 号の 2) (第 11 関係)

林道事業補助金返還期限延長申請書

番 号
年 月 日

長野県知事 殿

補助事業者名

代表者 氏 名

年 月 日付長野県達 第 号で請求のあつた 年度林道事業補助金の返還期限
を下記のとおり延長してください。

記

1 返還を命ぜられた理由

2 延長申請の理由

3 延長申請による納期 年 月 日

(様式第 17 号の 3) (第 11 関係)

林道事業補助金返還請求取消申請書

番 号
年 月 日

長野県知事 殿

補助事業者名

代表者 氏 名

年 月 日付長野県達 第 号で請求のあつた 年度林道事業
補助金の返還請求を下記の理由により取り消してください。

記

- 1 返還請求を受けた金額 円
- 2 返還請求取消申請の金額 円
- 3 返還請求取消申請の理由

(様式第 17 号の 4) (第 12 関係)

林道事業補助金返還請求に係る加算金(延滞金)免除申請書

番 号
年 月 日

長野県知事 殿

補助事業者名

代表者 氏 名

年 月 日付長野県達 第 号で請求のあつた 年度の林道事業
補助金の返還請求に係る加算金(延滞金)を下記の理由により免除してください。

記

- 1 加算金(延滞金)の額 円
- 2 加算金(延滞金)の免除申請の理由

(様式第 18 号) (第 13 関係)

林道補助事業による財産処分承認申請書

番 号
年 月 日

長野県知事 殿

補助事業者名

代表者 氏 名

年度において補助を受けた(何)事業により取得した財産を、下記のとおり処分したいので、承認してください。

記

1 処分の理由及び方法

2 該当林道又は処分品目の概要

実施 年度	路線名	種別	位置	林 道 施 設				機 械 器 具			
				幅員	延長	事業費	左に見合 う補助金	品名	数量	取得金額	左に見合 う補助金
				m	m	円	円			円	円

3 添付資料

(1) 林道台帳の写し(処分対象を朱書で囲むこと。)

(2) 林道位置図 5 万分の 1

(3) 林道利用区域図 5000 分の 1

(4) 実態調書

(5) 利用区域見取図